令和７年６月１１日

契約・調達管理会議設置要綱の改正について

【改正のポイント】

○会議への事前付議を原則とするが、緊急性等が認められる契約案件については、会議委員に事前協議のうえ、会議への事後報告を可とする。

○「随意契約における単数見積の取扱いについて」の改正（令和７年５月1日）に伴い、特命随意契約の基準額を変更する。

【要綱本文】

（所管事項・付議条件）

第２条　本会議は、前条の目的を達成するため、財団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続（予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等）及び契約締結（調達価格及び契約相手方の決定、入札手続きの適格性の判定等）が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

（１）契約手続実施前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約手続実施前に精査、確認を行う。ただし、緊急性等が認められることについて委員に事前協議を行った案件は、契約手続実施前の精査、確認によらず、契約手続実施後の報告によることを認めるものとする。

ア　一件の予定価格２千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約

イ　一件の予定価格４千万円以上の工事請負契約

ウ　特命随意契約（予定価格 ~~50~~100 万円以上）

エ　総合評価方式による契約

オ　プロポーザル方式による契約

カ　収入案件（スポンサー契約関係）

キ　社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認を必要とする案件

区分	その他

共　　通

件名	国立競技場におけるネットワーク環境整備委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）

内　　容

【目的】
　大会期間中、会場である国立競技場内に設ける当財団拠点におけるインターネット接続サービス契約（回線契約及びプロバイダ契約）及びＯＡ環境整備を目的とする。

【主な業務内容】
〇インターネット接続サービス契約
　・専用の光回線を整備（ＷＡＮ…ﾜｲﾄﾞ・ｴﾘｱ・ﾈｯﾄﾜｰｸ）
　・ＩＰアドレスの設定
〇ＯＡ環境整備
　・ハードウェアの調達（ﾙｰﾀｰ、Wi-Fiｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ等）
　・ソフトウェアの調達（ＶＰＮクライアントソフト等）
　・初期設定（テスト含む）
　・稼働後のサポート（主に電話やﾒｰﾙによる問合せ対応）
※ＪＳＯＳオフィス及び都庁オフィスに構築しているネットワークとの間でＷＡＮによる拠点間接続が実施でき、一体的な運用が行えるようにする。

【契約期間】
　契約確定の日の翌日から令和７年12月31日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

〇大会直前準備期間及び期間中に財団の拠点となる国立競技場内の居室に専用線を活用したインターネット接続サービスにより業務用ネットワーク環境を整備し、既存のオフィスとWAN（Wide Area Network）を構築して一体的なネットワーク運用を行うことで、円滑な業務遂行及び大会の運営に資する。

〇専用回線で結ぶWANを構築し、一体的なネットワークとして運用するためには、既存のオフィスに設置されたものと同企業の専用線を利用する必要がある。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	総務企画室総務部総務課 FA：General Direction

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	国立競技場内ネットワーク環境整備委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営におけるネットワーク環境の整備に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

共　　通

件名	クオカードの買入れ（単価契約）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札（希望制指名競争入札）

内　　容

【目的】
　大会のボランティア及びコラボレーター（ロード競技、チームホテルに配置される者のみ）を対象に食費相当分として配布するクオカード（券面1,000円）を購入する。

【想定数量】26,000枚

【契約期間】
　契約確定の日の翌日から令和７年９月30日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	総務企画室総務部総合調整課 FA：Volunteers

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	クオカードの買入れ（単価契約）
契約方式	競争入札（希望制指名競争入札）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営におけるクオカードの購入に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

共　　通

件名	東京2025世界陸上を通じた都市ＰＲに係る 広告物掲出等業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	特別契約（特命随意契約）

内　　容

【目的】
　財団は、定款で、東京2025世界陸上の準備・運営に関する事業に加え、「開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資すること」を目的として定めていることから、世界の注目が集まる大会を通じて、東京観光財団と連携して東京の魅力を全世界に発信する。

【主な業務内容】
〇競技会場（マラソン・競歩コース含む）における「Tokyo Tokyo」のロゴを掲載した看板の掲出
〇大会ＨＰや公式プログラム、電子チケット等への「Tokyo Tokyo」のロゴ掲載
〇記者会見場、選手インタビュー、メダルプラザにおけるバックパネルへの「Tokyo Tokyo」のロゴ掲載
〇米国テレビ（NBC、CNBC、USA）を通じた東京観光ＰＲ動画ＣＭ放映

【契約期間】
　契約確定日から令和７年11月30日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

〇ワールドアスレティックス（ＷＡ）は、大会の主催者であり、大会を管理・統制・監督する唯一の団体であり、大会に関する商業、マーケティング及びスポンサーの取り決めを行う権限を有する。

〇このため、ＷＡは、東京2025大会の競技会場等における広告やロゴの掲示、公式プログラム配布などの商業的な行為を行う権限を有する。

〇以上の理由から、東京2025大会における広告物掲出等に係る商業的利用権はＷＡによってのみ取り決められるものであるため、本事業を実施できる唯一の者としてＷＡを特命する。

契約締結前付議理由

付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	業務室広報･ﾒﾃﾞｨｱ部広報･ﾒﾃﾞｨｱ課 FA：PR & Promotional Campaigns

契約・調達案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	東京2025世界陸上を通じた都市ＰＲに係る広告物掲出等業務委託
契約方式	特別契約（特命随意契約）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における東京の魅力発信に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が妥当であることを確認した。	

区分	その他

案　件　概　要

共　　通	
件名	・東京2025世界陸上サプライヤー（デジタル屋外広告）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会におけるデジタル屋外広告の掲出に係る業務委託（VIKに係る供給契約）
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	一般競争入札

内　　容

〇協賛基準額は3,000万円とし、「デジタル屋外広告の掲出」を内容とする現物協賛（VIK）とする。

〇入札にあたっては、参加事業者が「現物協賛の基準」を満たすデジタル屋外広告の掲出枠を提示し、最も高い指標を示した事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

〇入札時に優先交渉者が提示した現物出資（VIK）の供給内容に基づき、協賛基準額を契約額とする「デジタル屋外広告の掲出に係る業務委託（VIKに係る供給契約）」を締結する。

【スポンサーシップ契約】
カテゴリー：デジタル屋外広告
契約期間：契約締結日から令和７年12月21日まで
協賛基準額：３０，０００，０００円（税抜）

【デジタル屋外広告の掲出に係る業務委託】
概要：新聞広告の掲出（協賛入札時の提示内容）
契約期間：契約締結日から令和７年10月31日まで
契約額：協賛基準額

契約締結前付議理由	
付議基準	

入札・契約手続き等確認結果

所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA：Marketing

収入案件　個別確認表（契約手続実施前）

案件名	・東京2025世界陸上サプライヤー（デジタル屋外広告）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会におけるデジタル屋外広告の掲出に係る業務委託（ＶＩＫに係る供給契約）
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続の適正性		
財団での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。	
公募カテゴリーが適切であること	●本案件は、カテゴリーリリース契約に則ったカテゴリーであることを確認した。 ●カテゴリーの対象となる製品／サービスが明確に記載されていることを確認した。	
販売プロセスが適切であること	●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされていることを確認した。	
優先供給権の内容が適切に示されていること	●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。 ●特定の企業に有利／不利な公募内容となっていないことを確認した。	

区分	その他

案　件　概　要

共　　通	
件名	・東京2025世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	一般競争入札

内　　容

〇スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、大会に必要な陸上競技備品の調達等を目的として、スポンサーシップ契約者と陸上競技備品の調達等の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結

〇スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

【スポンサーシップ契約】
カテゴリー：競技備品
契約期間：契約締結日から令和７年12月21日まで
協賛基準額：３０，０００，０００円（税抜）

【陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託】
概要：競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等
契約期間：契約締結日から令和７年９月30日まで
調達基準額：９３，０００，０００円（税抜）

契約締結前付議理由	
件名	東京2025世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約
付議基準	収入案件（スポンサー契約関係）

入札・契約手続き等確認結果

別紙のとおり

件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託
付議基準	入札結果が「一者入札」

入札・契約手続き等確認結果

開札日時：令和７年６月４日　17時30分

スポンサーシップ契約と同時に調達契約の入札を実施した結果、一者入札となったが、同時入札の参加資格や仕様内容、調達基準額等の設定に問題はなく、適切に入札を実施したことを確認している。

所管部署	業務室業務開発部業務開発課 FA：Marketing

収入案件　個別確認表（契約締結前）

案件名	・東京2025世界陸上サプライヤー（競技備品）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備　考
入札経過に関する事項		
入札額が適当であること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・入札参加者の入札内容を確認し、協賛基準額において、最も高い新聞広告効果指標を提示した	
契約候補者に関する事項		
入札参加資格を満たしていること	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・拠点を日本国内に有する企業、団体等である ・公募を行った製品/サービスカテゴリーを事業内容としている	
欠格事由に該当しないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・破産手続、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受けた者でない ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者でない ・大会のイメージが損なわれるおそれがあるなど、スポンサーとなることが適当でないと認められる者でない	
利益相反に関する事項		
利害関係がないこと	●財団にて、以下について適切な確認が行われたことを確認した。 ・当契約の意思決定に関与する財団の役職員に、契約候補者と利害関係を有する者がいない	

区分	その他

案　件　概　要

共　　通

件名	・東京2025世界陸上サポーター（警備サービス）スポンサーシップ契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会における警備業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	一般競争入札

内　　容

○ スポンサーシップ（企業協賛）を通じた大会の収入確保と、大会の安全な運営を目的として、スポンサーシップ契約者と警備業務委託（調達契約）の受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結

○スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者（落札候補者）に決定

【スポンサーシップ契約】
カテゴリー：警備サービス
契約期間：契約締結日から令和７年12月21日まで
協賛基準額：１００，０００，０００円（税抜）

【警備業務委託】
概要：
・警備運用計画（バージョン３）の策定
・競技会場等における警備業務の実施
契約期間：契約締結日から令和７年10月31日まで
調達基準額：５００，０００，０００円（税抜）

件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における警備業務委託

契　約　変　更

○令和７年２月13日付で契約締結
契約者：綜合警備保障株式会社
契約金額：485,608,580円（税込）

【理由】
○契約締結後、WAや各国チーム関係者、警視庁など関係者協議等より、業務内容や数量等に変更が生じたため、契約変更を行う。
変更後契約額（概算）：509百万円（税込）
増額金額（概算）：24百万円

【主な変更点】
○国立競技場の要人警護、選手等の安全確保に伴う警備員配置の増
○ウォームアップ会場・練習会場の安全管理に伴う警備員配置の増
○総会会場の要人警護に伴う警備員配置の増等

所管部署	業務室警備部警備課 FA：Security

契約・調達案件　個別確認表（契約変更）

案件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における警備業務委託
契約方式	競争入札（一般競争入札）

確認の視点	確認内容	備　考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続きが適正に取られたものであること	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における警備に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。 ●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。 ●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●契約変更が妥当であることを、原契約との同一性の確保、新規発注による弊害及び経済性の比較の観点から検証を行い、確認した。	

国立競技場の利用に関する基本協定の締結について

概要

東京2025世界陸上競技選手権大会の開催にあたり、施設利用者・施設運営事業者の２者で、国立競技場の利用に係る基本的事項を定める協定を締結するもの

締結主体

施設利用者：公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「LOC」という。）

施設運営事業者：株式会社ジャパンナショナルスタジアム・エンターテイメント（以下「JNSE」という。）

協定の主な内容

目的	国立競技場での開催にあたり、施設利用者であるLOCと施設運営事業者であるJNSEが、密接な連携のもと、相互に協力し、大会の成功に寄与することを目的とするもの
利用期間	令和７年４月１日から令和７年12月20日まで（東京2025世界陸上競技選手権大会に関する工事期間等を含む） ※工事期間の一部においては、他イベントが開催される
連携・ 協力事項	（１）他イベントと工事の取扱いに関する事項 （２）施設の管理運営に関する事項 （３）施設の仮設整備及び原状回復に関する事項 （４）大会の商業的権利に関する事項 （５）その他、LOC及びJNSEが協議し必要と認める事項
協定期間	令和７年４月１日から令和８年３月31日まで